

安来市の子ども医療費助成制度



子どもの病気の早期発見・治療の促進と、子育て世帯の経済的負担を軽減するための制度です。

医療費(保険診療分)の自己負担額が無料になります。

1ヶ月・1医療機関あたりの本人負担限度額は下表のとおりです。

区分	健康保険原則	島根県乳幼児等医療費助成制度	安来市子ども医療費助成制度			
			負担上限額			所得制限
			入院	通院	薬局等	
0歳～就学前	2割	1割	0円	0円	0円	なし
小学生	3割	1割	0円	0円	0円	なし
中学生	3割	助成対象外	0円	0円	0円	なし
就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等16疾患にかかる入院	3割	1割	15,000円	助成対象外	助成対象外	あり

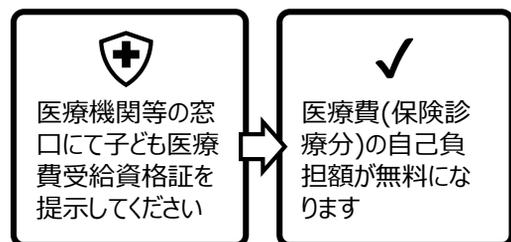
■ 助成されるのは保険診療分のみです。食事・室料・病衣・文書料・紹介状なし負担金・時間外診療時の特別加算料金、予防接種、検診等は助成の対象となりません。

■ 薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

子ども医療証の利用方法

■ 島根県内の医療機関等にかかる場合

子ども医療証の提示により、現物給付します



■ 島根県外の医療機関等にかかる場合

一部を除き、子ども医療証は利用できず、償還払いとなります



— 医療証を忘れた、県外で診療を受けたときの払戻しに必要なもの —

- ・領収書（保険点数・受診者氏名・受付月・入院外来の区別がわかり、領収印が必要な場合押してあるもの）
- ・通帳など振込先口座のわかるもの
- ・申請書提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

島根県外でも、医療証が利用できる医療機関や薬局が増えています。詳しくはこちらのサイトから。

島根県国保連合会

検索

■ コルセットや眼鏡などの治療用装具を購入した場合



— 市役所への申請で必要なもの —

- ・領収書（受診者氏名、支払日がわかり、領収印が必要な場合押してあるもの）
- ・健康保険からの給付額がわかるもの（支給決定通知書など）
- ・診断書
- ・通帳など振込先口座のわかるもの
- ・申請書提出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

- 診療日から2年以上たったものは申請することができません。
- 領収書の返却を希望される場合は、事前にコピーをとり、申請の際に原本と合わせてご提示下さい。
- 子ども医療費受給資格証・福祉医療証を両方お持ちの方は必ず申請時にご提示ください。

各種払戻し申請窓口

安来庁舎1階（②市民課 保険年金係）
広瀬庁舎1階（広瀬地域センター）
伯太庁舎1階（伯太地域センター）

学校、教育・保育施設の管理下におけるケガ等について

学校、教育・保育施設の管理下におけるケガ等については、子ども医療費受給資格証は利用できません。医療機関等の窓口においては、医療費の自己負担部分を一時的にお支払いください。その後、学校や保育施設等で加入している保険制度へ申請すると、給付金が支払われます。

ただし、医療点数などの条件によって、学校や保育施設等の保険制度の対象にならない場合は、安来市の子ども医療費助成制度より自己負担分の給付を行います。



医療費が高額になる場合

入院などで医療費が高額になる場合には、予めご加入の健康保険組合等に申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等の窓口にご提示してください。

県内での受診の場合

医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」の提示がなく、高額療養費に該当する場合は、安来市が高額療養費を立て替えることとなります。後日、健康保険組合等へ的高額療養費請求のために必要な書類を提出していただくようお願いをする場合があります。

県外での受診の場合

- ・「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口にご提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額までに軽減されます。
- ・医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」の提示がなく、高額療養費に該当する場合は、後日、健康保険組合等へ的高額療養費請求のために必要な書類を提出していただくようお願いをする場合があります。

「子ども医療費受給資格証」の記載内容（住所、氏名、加入保険など）に変更がある場合、速やか（14日以内）に届出をしてください。この届出がお済みでない場合、制度のご利用ができなくなる場合があります。

詳しくは、安来市役所市民課保険年金係へお問い合わせください。



市民生活部 市民課 保険年金係（子ども医療担当）
電話 | 0854-23-3087 ファックス | 0854-23-3151